

琴平町耐震改修促進計画

平成30年3月

令和3年3月(改正)

琴平町

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画策定の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象区域・対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 想定される地震の規模・被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2・3

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 特に耐震化を図るべき建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4・5
- 3 緊急輸送路沿いの建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 耐震化の取り組み方針

- 1 町有施設の耐震化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 民間建築物の耐震化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6・7
- 3 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

- 1 耐震化の推進のための基本的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 耐震化に係る啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 耐震化に係る関連施設の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われましたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものと言われており、これは地震による直接的な死者数5,502人の約9割に相当します。

その後も、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成20年6月には岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月の東日本大震災はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では震度7の揺れが連続して発生し、約3万7千棟の住宅が全半壊、約2千8百棟の建物が被害を受けるなど大きな被害が発生しました。このことから、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まったものと考えています。

今後30年間で70%程度の確立で南海トラフを震源とする大規模な地震の発生する可能性があり、本町においても大きな被害を受けることが予想されます。

平成17年3月の国の中央防災会議では今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進協議会において、住宅及び特定建築物（一定規模以上の多数の者が利用する建築物）の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言がとりまとめられました。これらを受け、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示184号）」（以下「国の基本方針」）を示し、平成27年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%と設定しました。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示529号により、平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%と設定した基本方針を示しました。

今般、国の基本方針の改正内容を踏まえるとともに、琴平町地域防災計画との整合性を図り、琴平町耐震改修促進計画を策定しました。

2 計画の目的

本計画は、法第6条第1項に基づき、本町における住宅・建築物の耐震化を促進し、近い将来発生が予測される南海トラフを震源とする大規模な地震による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減することを目的とする。

3 計画策定の位置付け

国の基本方針及び香川県が策定した「香川県建築物耐震改修促進計画(第二次計画)」を踏まえて、本町の「琴平町地域防災計画」と整合性のある計画と位置づける。

4 計画の期間

計画策定年度から令和2年度までとする。

ただし、令和3年度以降の計画を策定するまでの間は、この計画の期間を延長するものとする。

5 対象区域・対象建築物

琴平町内全域とし、対象建築物は、昭和56年度以前の旧耐震基準で建てられた建築物とする。

6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来、県内において被害の発生が予想される大規模な地震として、

- ① 南海トラフ*1を震源域とする地震 最大クラス*2
- ② 中央構造線(三野・池田断層)を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

があります。

本町が想定する地震は、②・③については発生する可能性は低く、県計画に準じて①の発生する可能性の高くその被害は次表のように想定されています。

項目		被害想定結果	
条件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード*3	9.0	
地震の予測	震度分布	5強 ～ 6弱	
	液状化分布	一部危険度 C その他ほぼ全域危険度 D	
	津波	危険性はなし	
建物被害	揺れによる被害	180棟	
	液状化による被害	0棟	
	急傾斜地崩壊による被害	0棟	
	合計（冬18時*5）	180棟	
人的被害	死者（冬深夜*5）	10人	
	負傷者（冬深夜*5）	190人	
	避難者（冬深夜*5）	避難所	260人
		避難所以外	170人

（注意事項）

- * 1 南海トラフ：東海地方から紀伊半島、四国にかけての南方の沖合約100kmの海底にある延長700kmの溝状の地形。
- * 2 最大クラス：千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波。
- * 3 モーメントマグニチュード：震源断層の大きさやすべり量などから計算される地震モーメントを用いて表したマグニチュード。Mw と表すことが多い。小さい値では他のマグニチュードとほぼ一致し、大きい値ではより忠実に地震の規模の大きさを代表する。
- * 4 液状化危険度区分
危険度 A：液状化危険度はかなり高い 危険度 B：液状化危険度は高い
危険度 C：液状化危険度は低い 危険度 D：液状化危険度はかなり低い
- * 5 被害算定にあたっての条件：被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表します。

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（平成25年公表）

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 特に耐震化を図るべき建築物

(1) 住宅

住宅は、個人の生活基盤であり、町民の生命、身体、財産を保護するために積極的に耐震化を促進します。

(2) 民間建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条に掲げる建築物で、災害拠点施設となるものや不特定多数の者が利用する建築物は、大地震時に被害が甚大になるおそれがあることから、重点的に耐震化の必要があり、積極的に耐震化を促進します。

(3) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路のうち町内の道路（以下「緊急輸送道路」と言う。）沿いにある建築物等の耐震化を促進する。

2 耐震化の現状と目標

住宅及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化率の現状及び目標は次のとおりとする。

区 分		調査時の耐震化率 (%) (平成27年度)	目標の耐震化率 (%) (平成32年度)
住 宅		65	90
災害対策本部等の災害 応急対策指揮・実行・ 情報伝達施設	国、県、市町の防災 拠点となる庁舎 消防本部、消防署等	60	80
被災時の避難者の収容施設	学校、体育館等	30	100
被災時の救護施設	病院、診療所	65	90
被災地の要援護者施設	老人ホーム、身体障 害者福祉ホーム 保育所等	100	100
特定多数の者が利用する一 定規模以上の建築物	物販店舗、ホテル等	45	80
建築物	計	60	90

*住宅の耐震化率：平成25年住宅・土地統計調査参考

*住宅は戸数ベース、特定建築物は棟ベースで算定

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、不特定多数の者が利用する建築物のより一層の耐震化が必要であることから、計画では、不特定多数の者が利用する建築物を加えた次表に掲げる用途、規模のものについて、耐震化の促進を図る。

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設（国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防署等）		階数3以上 かつ1,000㎡以上
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校（幼稚園をのぞく）	階数3以上 かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数3以上 かつ1,000㎡以上
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上 かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上 かつ500㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上 かつ1,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上 かつ1,000㎡以上
公営住宅		
マーケットその他の物品販売業を営む店舗		

3 緊急輸送路沿いの建築物

DID地区（人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/㎢以上の国勢調査区が集合している地域）内で、香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち市内の道路（以下「緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

*緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

3章 耐震化の取り組み方針

1 町有施設の耐震化に関する事項

(1) 耐震化を図る建築物

町有施設が地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上、重要な施設を優先的に耐震化の推進をします。

- ① 防災拠点施設
 - ・災害本部設置庁舎
- ② 避難場所に指定されている施設
 - ・公民館、コミュニティセンター、体育館
- ③ 要援護者施設
 - ・社会福祉施設など

(2) 耐震化に努める建築物

- ① 法第14条各号に規定する特定既存耐震不適格建築物
特定既存耐震不適格建築物の管理者は、法第14条各号に基づき当該建築物の
ついて耐震診断を行い、必要に応じて当該建築物について耐震診断を行い、必要に
応じ当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされています。
- ② その他の町有施設
その他町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて
耐震性の確保を図るものとします。

2 民間建築物の耐震化に関する事項

民間建築物の耐震化は、住宅や建築物の所有者または管理者が、地域防災対策の観点から、自己の問題、地域の問題として意識して、自己の責任において耐震対策を行うことが重要であり、個々の住宅・建築物が耐震化を図ることによって、災害に強い町づくりが推進されることとなります。

(1) 耐震化の啓発と支援

町は、広報・回覧・ホームページ等により建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発に努めるとともに、民間住宅の耐震診断及び耐震改修にかかる支援を行います。

(2) 耐震化の強化

県及び関係団体等が行う建築技術者に対する耐震診断・耐震改修技術講習会などに協力するとともに、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及向上し、一般建築物の耐震性の確保に努めます。

3 地震発生時において通行を確保すべき道路

建築物の倒壊により道路が閉塞され緊急車両の通行時において住民の避難の妨げとなる恐れのある道路は以下のとおりとする。

- ① 県計画による「地震発生時に通行を確保すべき道路
- ② 琴平町地域防災計画に定める緊急輸送路
- ③ 避難路・通学路

※緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員並びに生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路です。

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1 耐震化の推進のための基本的な取り組み

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が地域防災の対策を、自己の問題、地域の問題として意識して地震防災対策に取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者側の取り組みを支援する観点から、所有者側にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境づくりの施策を推進します。

2 耐震化に係る啓発

(1) 地域の危険度周知

町の防災意識を高め、災害に強い町づくりを推進するためには、町民が居住している地域の状況について理解し、常日頃から十分な備えと対策を講じておくことが重要となります。

このことから、地域の危険性に対する町民や事業者の意識啓発を図る為、町は「琴平町防災マップ」などを活用して地域の危険度の周知に努めます。

(2) 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口

住宅や建築物の耐震化を推進するにあたり、町民や事業者が身近な問題として気軽に相談できる環境を整える必要があります。

このことから、町では窓口において、住宅リフォーム相談と併せて住宅や建築物の耐震化に係る相談や情報提供を行い、他の関係機関との連携し周知・広報等により推進します。

(3) 普及啓発

町民や事業者が耐震診断及び耐震改修を実施するためには、耐震化の考え方や基準、情報などを正確に把握することが重要です。

町民にとって住宅等の耐震化を身近なものとするため、国・県ならびに関係機関作成の耐震化に関する資料・パンフレット等の配布や町の広報・ホームページ等により情報提供を進めていきます。

(4) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。

町内の自主防災組織との連携した防災活動を行っていますが、更に自主防災組織の充実と地震対策に関する啓発を推進します。

3 耐震化に係る関連施策の推進

(1) 民間住宅の耐震診断及び耐震改修にかかる補助

民間住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用の補助や民間施設の危険なブロック塀等の撤去への補助をすることにより、災害に強い町づくりの推進を目指します。

(2) ブロック塀・石塀等の転倒防止策、野外工作物の落下物対策

地震発生時には、コンクリートブロック塀の倒壊等や窓ガラス・外装材・広告塔等の落花物による被災者が出るのが予想されます。

町においては、県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、野外工作物の落花防止対策、建築設備の耐震対策の指導に協力するものとします。

(3) 家具等の転倒防止対策

地震発生時における野内収容物の転倒によって、多くの者が被災していることから、家具・電気製品類の固定方法や転倒予防対策に関するパンフレット等の配布や広報・ホームページを通じて、町民ならびに事業者に向けて普及啓発に努めます。

(4) 協議会等との連携

香川県が設置する「香川県耐震改修促進計画推進協議会」の施策や、関係団体が行なう下記について連携と協力するものとします。

- ・耐震診断、耐震改修等の相談会
- ・耐震診断、耐震改修等の講習会
- ・耐震化に関する情報提供
- ・その他関連施策等

第5章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

町は、旧耐震基準で建築された民間住宅に対して、国の助成制度を活用し、県と連携して町の予算の範囲内での耐震診断・耐震改修の助成を推進します。

(2) 内容など

助成制度の内容については、別途要綱等において定めます。

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

①住宅に係る税制度

所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、要した費用の一定割合相当を税控除

固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

②事業用建築物

所得税及び法人税：事業者が行う特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事で法による認定をうけたものについて、その一定割合を特別償却可能

※ 融資制度、税制度については制度変更する場合がある。